

（議員用）

2026 年 4 月 2 日

宝塚市議会議長 様

議員名（※）藤岡 和枝



（※）自署しない場合は記名押印してください。

2025年度 政務活動費収支報告書

宝塚市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり、2025年度政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

記

1 収入 政務活動費 888,000 円

2 支出

科 目	金 額
研究・研修会費	- 円
調査費	1,600 円
広報費	- 円
広聴費	- 円
要請・陳情活動費	31,245 円
資料作成・購入費	- 円
人件費	- 円
事務費	- 円
合 計	32,845 円

3 残 額 855,155 円

支 出 内 訳 書

科 目	内 訳	
研究・研修会費 (0 円)	(1) 会場費	- 円
	(2) 講師謝金・旅費	- 円
	(3) 出席者負担金・会費	- 円
	(4) 旅費	- 円
	(5) 交通費	- 円
	(6) その他	- 円
調査費 (1,600 円)	(1) 旅費	1,600 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) その他	- 円
広報費 (0 円)	(1) 広報紙・報告書印刷費	- 円
	(2) 送料	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) その他	- 円
広聴費 (0 円)	(1) 旅費	- 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 会場費	- 円
	(4) 印刷費	- 円
	(5) その他	- 円
要請・陳情活動費 (31,245 円)	(1) 旅費	31,245 円
	(2) 交通費	- 円
	(3) 印刷費	- 円
	(4) その他	- 円
資料作成・購入費 (0 円)	(1) 資料作成費	- 円
	(2) 翻訳料	- 円
	(3) 書籍・新聞等購入代	- 円
	(4) その他	- 円
人件費 (0 円)	(1) 賃金	- 円
事務費 (0 円)	(1) 事務消耗品費	- 円
	(2) 備品費	- 円
	(3) 電話料	- 円
	(4) その他	- 円

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	要請・陳情活動費	内 訳	旅費	支出番号	1
支 出 日	2025年10月10日		支出金額	31,245 円	
支 出 先	JR等				
支出内容	旅費				
<領収書等添付欄> 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

供	議 長	副議長	局 長	次 長	課 長	副課長	係 長	係	合
意	別紙様式7-1	2 (議員用)							議

要請・陳情活動報告書

宝塚市議会議長 様

議員名 (※)

藤岡和枝

(※自署しない場合は記名押印してください。)

要請・陳情活動の結果について、次のとおり報告します。

- 要請・陳情先
(名称・相手方氏名等)
①文部科学大臣政務官 金城泰邦
②国土交通大臣 中野洋昌
- 要請・陳情活動の実施場所
(名称・所在地)
①文部科学省政務官室 東京都千代田区霞が関3-2-2
②国土交通大臣室 東京都千代田区霞が関2-1-3
- 期 間
令和 7年10月10日 ～ 令和7年10月10日
- 出張者氏名 (議員名)
藤岡和枝
- 要請・陳情活動の内容 (概要) ※成果、所見等については別紙を添付

6 旅費

①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
10/10	阪急/モノレール	逆瀬川～大阪空港	480円	有・無	
	飛行機	伊丹空港～羽田空港	14,210円	有・無	
	JR/東京メトロ	羽田空港～虎ノ門	843円	有・無	
	東京メトロ	虎ノ門～桜田門	178円	有・無	
	東京メトロ	桜田門～東京	324円	有・無	
	JR	東京～大阪	14,920円	有・無	
	阪急	大阪梅田～逆瀬川	290円	有・無	
合 計			31,245円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

人	泊	金額	計	円
7	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円

【記入要領】

- ア 要請・陳情活動を実施した場合、この報告書を作成すること。
- イ 要請・陳情活動の成果、所見等については別紙を添付すること (書式は任意)。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額 (13,000円) 以内で現に要した実費を記入すること (領収書を別紙に添付する)。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車 (バイクを含む) 等を利用した場合に記入すること (領収書を別紙に添付する)。



領収書

WEB caa4bc7782-HVC27-172908-2-1000

表示日 2025年09月30日(火)

藤岡和枝様

金額 ¥14,210- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥14,210- (税込))

航空券番号 1010456042314014

照会番号 LKE51M

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年09月30日(火)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB caa4bc7782-HVC27-172908-2-1000

表示日 2025年09月30日(火)

ご搭乗者名/照会番号

フジオカ カズエ様 (LKE51M)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年10月10日(金)	ANA014	大阪(伊丹) - 東京(羽田)	普通席	バリュー7K	¥14,210-	2025年09月30日(火)

合計金額
¥14,210-

駅-No 440101 領収書-No 150
窓口-No 222

領 収 書

藤岡和枝 様

金額 ￥14,920円
「消費税等込み・10%」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2025年10月10日
東海旅客鉄道株式会社
登録番号: T3180001031569

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

東京駅

現金出納社員



出張調査（要請・陳情活動）報告書（別紙）

日 時	① 令和7年10月10日（金）11時00分～11時20分 ② 令和7年10月10日（金）14時30分～14時50分
調査先（研修・研究会会場） ① 文部科学省 あべ俊子文部科学大臣（金城泰邦文部科学大臣政務官対応） 東京都千代田霞が関3-2-2 文部科学大臣政務官室にて ② 国土交通省 中野洋昌国土交通大臣 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通大臣室にて	
＜要請・陳情活動の報告＞ ① 文部科学大臣 要望 令和7年10月10日（金）11時00分～ 11時20分（20分間） [金城泰邦文部科学大臣政務官要望面談] 政務官室にて	
＜要請・陳情活動の概要＞ 令和8年度予算編成に対する要望 1 文部科学省所管の個別施設計画に計上した事業への着実な財政支援について 2 統廃合に伴って閉鎖した施設の解体撤去と学校統合や小中一貫校の整備に係る財政支援の拡充について 3 学校給食費の無償化に係る食材費以外の保護者負担（光熱水費等）の取り扱いについて	
＜所感＞ あべ俊子文部科学大臣宛宝塚市の令和8年度予算要望に公明党議員団として市長に同行することとなった。（対応は金城泰邦文部科学大臣政務官）。 「宝塚市学校施設長寿命化計画」による長寿命化改修工事、トイレ改修工事、グラウンド改修工事などの教育環境の質的向上と医療的ケア児の受け入れ、GIGAスクール構想の推進など子どもたちが抱える様々な課題に対する組織的な支援等様々な教育活動に取り組んでいるところであるが、それらの充実を図るためには、国からの財政支援は必要不可欠であると考え。本市の教育行政の推進に係る予算の確保に繋がるよう大いに期待するものである。 要望書の項目は、今回は、何点かのうち、3点のみに絞って記載し、説明した次第である。	

② 国土交通大臣要望

令和7年10月10日（金）14時30分～14時50分（20分間）

【中野洋昌国土交通大臣対応】 国土交通大臣室にて

防災・減災対策の推進に関する要望（令和8年度予算編成に対する要望）

1 防災・減災、国土強靱化のための対策の充実

2 重点要望事業

（1）道路等、社会基盤施設の整備に必要となる予算の確保

都市計画道路荒地西山線[小林工区]

都市計画道路競馬場高丸線[鹿塩工区][仁川宮西町工区][仁川清風台工区]

都市計画道路山手幹線[仁川清風台工区]

都市計画道路中筋伊丹線[中筋工区]

（2）駅のバリアフリー化を図るために必要となる予算の確保

JR 武田尾駅バリアフリー化事業の促進【JR 西日本施工】

（3）交通空白解消事業の推進

（4）社会基盤施設の老朽化対策に必要となる予算の確保

（5）総合的な治水対策に必要となる予算の確保

（6）災害復旧に係る体制強化

<所感>

急遽、国土交通大臣要望が決定したため、文部科学大臣要望に引き続き、午後から市長に同行し、国土交通省に要望活動。

時間の関係で、大臣には、上記の項目のうち、都市計画道路の整備に係る予算の確保と、JR武田尾駅バリアフリー化事業の整備促進に係る予算の確保についてのみ絞って説明。

本市の防災・減災力を向上させるために必要不可欠な事業であるため、十分な予算の確保を願うものである。



文部科学大臣

あべ 俊子 様

令和8年度予算編成に対する要望

令和7年10月10日

兵庫県宝塚市

令和8年度予算編成に対する要望

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、子どもたちの健やかな育成のためご活躍されていることに心より敬意を表します。

さて、毎年のように記録を更新する最高気温や線状降水帯の発生に伴う大雨などへ対応するためには、空調設備の計画的な更新や屋上防水等の改修工事が必要となります。

本市では令和3年3月に策定いたしました「宝塚市学校施設長寿命化計画」により、教育環境の質的向上と効果的な長寿命化対策の実施により、学校施設の維持管理に係るトータルコストの縮減及び財政負担の平準化に取り組んでいます。

また、子どもが抱える様々な課題に対する組織的な支援、医療的ケア児の受入れ、GIGAスクール構想の推進など、様々な教育活動に取り組んでいます。

こうした取組について、更に発展的かつ計画的に推し進めていくためには、文部科学省の深いご理解とご指導が必要であり、以下に掲げる事業は、いずれも本市の教育行政の維持・向上には必要不可欠な事業でありますので、令和8年度の予算編成に際し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

国土交通大臣

中野 洋昌 様

防災・減災対策の推進に関する要望

令和7年10月10日

宝塚市

令和8年度予算編成に対する要望

平素は、本市の防災・減災対策の推進に対し、格別のご尽力とご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、梅雨前線に伴う大雨や、線状降水帯発生による河川の氾濫や土砂災害など、災害の様相も頻発化・激甚化・広域化しています。

更に、南海トラフによる巨大地震の発生が懸念されている状況下において、市民の生命・財産を守り、より住みやすく豊かで活力ある地域づくりを進めるためには、河川・砂防などの防災対策はもちろん、迅速な避難・救助活動や復旧・復興を図るための道路・橋梁をはじめとするインフラ整備と老朽化対策を計画的かつ確実に進めていく必要があります。

本市において、令和2年3月に宝塚市地域強靱化計画を策定し、道路・橋梁などのインフラ整備と老朽化対策を計画的に押し進めていきますが、そのためには国土交通省の深いご理解とご指導が必要であります。

つきましては、次に掲げる事業はいずれも今後の本市の防災・減災力を向上させるために必要不可欠な事業でありますので、令和8年度予算編成に際し、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

文部科学大臣政務官

衆議院議員

金城 泰邦



国土交通大臣

中野 洋昌

別紙様式 1

(会派名または議員名 藤岡 和枝)

政務活動費支出書

支出科目	調査費	内 訳	旅費	支出番号	2
支 出 日	2025年11月7日		支出金額	1,600 円	
支 出 先	阪急&京都市営				
支出内容	旅費				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	会

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議員 様

議員名（※） 藤岡 和枝
(※) 自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

- 1 調査先（研究・研修会会場）
京都市右京区役所 京都市交通局
- 2 期 間 令和 7 年 11 月 7 日 ～ 令和 7 年 11 月 7 日
- 3 出張者氏名（議員名） 藤岡和枝
- 4 調査項目、テーマ ※調査結果の概要、所見等については別紙を添付
・食品ロス削減に貢献する自動販売機の設置について

5 旅費
①鉄道賃等

月 日	交通機関	経 路	金額	領収書の有無※	備 考
11/07	阪急	逆瀬川～烏丸	540円	有・無	
	京都市営	四条～太秦天神川	260円	有・無	
	京都市営	太秦天神川～四条	260円	有・無	
	阪急	烏丸～逆瀬川	540円	有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
		～		有・無	
合 計			1,600円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

②宿泊料

人	泊	金額	計	円
6	交通費	ガソリン代		円
		高速代		円
		駐車場代		円
		自動車借上料		円
		計		円
7	出席者負担金・会費	@	×	人＝ 円

【記入要領】

- ア 出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
- イ 調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
- ウ 鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
- エ 通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
- オ 宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- カ 鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
- キ 交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
- ク 出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。



出張調査（研究・研修参加）報告書（別紙）

日 時	令和 7 年 1 1 月 7 日（金）13 時 0 0 分～ 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）14 時 3 0 分
調査先（研修・研究会会場） ・京都府京都市	
<調査・研究の報告> ◎食品ロス削減に貢献する自動販売機の設置について （添付資料に基づいて） ① 本事業導入の経緯 ・京都市交通局では、地下鉄の増収とお客様の利便性向上を図るため、駅ナカビジネスを積極的に展開している。 ・また、社会課題の解決にも積極的に取り組んでおり、これまでに地下鉄駅において、男性トイレにサニタリーボックス設置や、女子トイレへの生理用品無料提供、授乳スペース設置等の取組を進めている。 ・その一環として、令和 6 年 1 1 月、京都市役所駅の空きスペースの自販機設置事業者の募集を行い、令和 7 年 3 月に食品ロス削減に対応したロッカー型自販機を導入した。 ② 事業概要・目的 ・賞味期限内でありながら廃棄されてしまうパン等を、割安で販売するロッカー型自動販売機を設置し、食品ロス削減、市民の利便性向上と交通局の増収を図るもの。 ③ 販売事業者の選定方法と理由 ・令和 6 年 1 1 月に自動販売機設置事業者を募集 ・事業者選定にあたっては、収益性や集客性、社会課題解決への貢献等の評価基準において選定 ④ 商品の搬入・搬出のルール ・店舗閉店後の 18 時頃から商品を搬入し終電まで販売。 ・パン屋からの搬入は設置事業者の連携事業者が実施。 ⑤ 販売価格の決め方 ・通常価格の約 1.5～5 割引きで販売している。割引率はパン販売事業者が設定している。 ⑥ 利用状況・実績 ・販売商品はほぼ完売している。 ⑦ 販売事業者の声 【良い点】 ○廃棄削減できて嬉しい ○夜の販売が可能となり助かる ○店が早く閉店できる ○自販機経由で本店に来店増→認知向上。2 号店ができた感覚	

【課題】

△商品へのラベル貼付・梱包など作業負担

⑧費用対効果、収支状況、財源

- ・賃料収入（歩合、最低保証付き）

⑧ 市民からの声・利用者像

反応

- * 「帰宅途中にお得で嬉しい」
- * 「おいしくてSDGsに貢献できる」
- * 「売り切れが多く買えたらラッキー」
- * 「お店を知るきっかけになった」

購入者層

- * 20～30代女性を中心
- * 22時以降は警備員や夜勤層
- * 男性通勤客は想定より少なめ

⑩事業の今後の方向性

市役所前駅での運用と効果を検証し、事業者の意向を確認しつつ、増設や他駅設置も検討する。

⑪導入に際して工夫した点・苦心した点

- ・（導入後の）商品提供販売事業者の確保

⑫事業実施のメリット/デメリット

- メリット：・食品ロス削減の貢献
- ・お客様の利便性向上
 - ・駅の魅力向上
 - ・収益性の確保

⑬他自治体へのアドバイス

- ・ぜひ他都市でも推進してほしい。
- ・商品提供販売事業者、及び販売支援事業者の確保が成功のカギとなる。
- * 販売支援事業者：地元販売店舗のネットワークを有し、商品の搬出入の支援を担う

<所見>

事前に質問をお送りしてお答えを準備していただいたお蔭で、スムーズに調査できた。

京都市は自治体が市営地下鉄を運営している関係でこのような取組（賃料収入が市の歳入となる）ができていることも大きい。が、市民、販売事業者そして行政という三方よしの仕組みであるので、本市で、どのように運用できるのか等参考にさせていただき、今後の調査事項としていきたい。



京都市交通局

Kyoto Municipal Transportation Bureau



出かけよう 京のまちへ！—市バス・地下鉄で—

企画総務部 営業推進課 担当課長

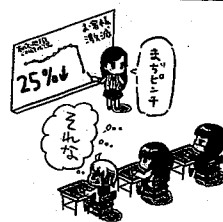
亀井 裕雄 Kamei Hiroo

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町 12

TEL 075-863-5075 FAX 075-863-5099

kamaif244@city.kyoto.lg.jp



京都市営地下鉄「食品ロス対策自販機」パン等の販売協力事業者の募集について

ページ番号344678

2025年10月31日

食品ロス削減への貢献を目指すパン等を扱う事業者様を募集します

京都市交通局では、事業活動を通じて、社会課題解決へ貢献することを目指しています。その一環として、令和7年3月に、地下鉄東西線京都市役所前駅に、賞味期限内でありながら廃棄されてしまう専門店のパン等を安価に販売する「食品ロス削減ロッカー型自動販売機」を設置いたしました。

この度、御協力いただけるパン等を扱う事業者様を募集いたします。

参加するメリット

(1) 食品ロス削減への貢献

賞味期限が近い商品や規格外品などを廃棄せず有効活用することで、食品ロス削減に貢献できます。

(2) 新たな販売機会の創出

事業者の皆様にとって、これまで廃棄せざるを得なかった商品に新たな販売機会が生まれます。さらに、お客様に商品を知ってもらうことで、実店舗へお客様を誘導できる可能性が高まります。

(3) お客様への価値提供

お得な価格で商品を提供することで、お客様に喜んでいただくとともに、食品ロス問題への関心を高めるきっかけを作ることができます。

ロッカー型自販機を活用した食ロス削減の取組スキームについては、こちらもご確認ください

 [食品ロス削減ロッカー型自販機のご案内\(PDF形式, 1.29MB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、[Adobe 社のサイト](#)から Adobe Reader をダウンロード（無償）してください。

事業者様の募集概要

自動販売機で販売する商品を供給していただけるパン等を扱う事業者様を募集します。

(1) 対象事業者

京都市内（特に京都市営地下鉄沿線）に事業所をお持ちのパン専門店など

(2) 提供商品

賞味期限が比較的近い商品（主にパン）、季節商品、規格外品、製造過程で生じた余剰品など

(3) 提供方法

商品の納品方法、価格設定などについては、個別に御相談させていただきます。

お問い合わせ先

本プロジェクトにご興味をお持ちいただけた事業者様は、お気軽に以下までお問い合わせください。

・取組全般に関すること

京都市交通局企画総務部営業推進課事業管理担当 075-863-5068

・自販機の仕様や提供商品、搬入等に関すること

株式会社アルファロッカーシステム 080-6516-9295 (担当：原田)、090-7407-6109 (担当：三木)

このページに対してご意見をお聞かせください

このページは役に立ちましたか？

☐役に立った ☒どちらともいえない ☐役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

☐見つけやすかった ☒どちらともいえない ☐見つけにくかった

お寄せいただいたご意見は、今後のホームページ運営の参考とします。

確認する

お問い合わせ先

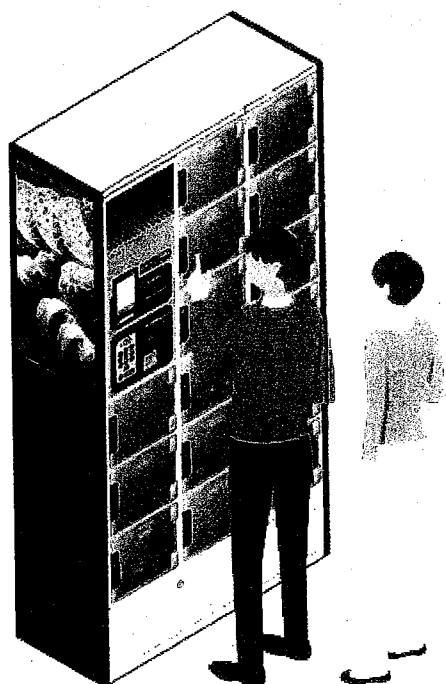
交通局 企画総務部 営業推進課 事業管理担当

TEL：075-863-5068

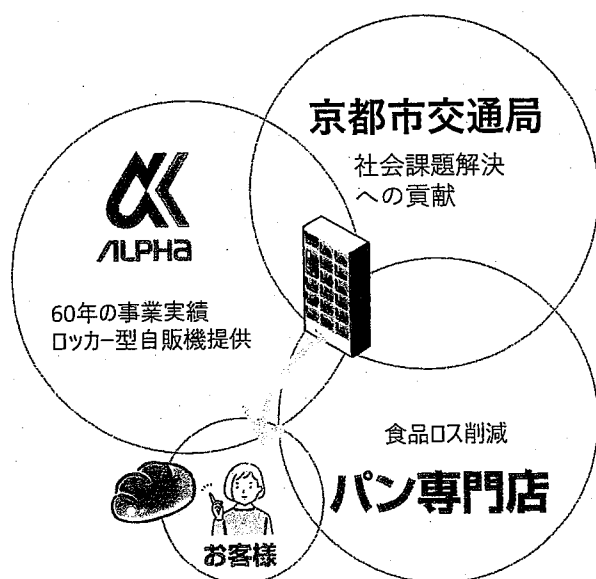
FAX：075-863-5099

ロッカー型自販機を活用した食品ロス削減のご案内

「おいしいがもったいない。」 参加事業者様 募集しています！！



活動事例のご紹介

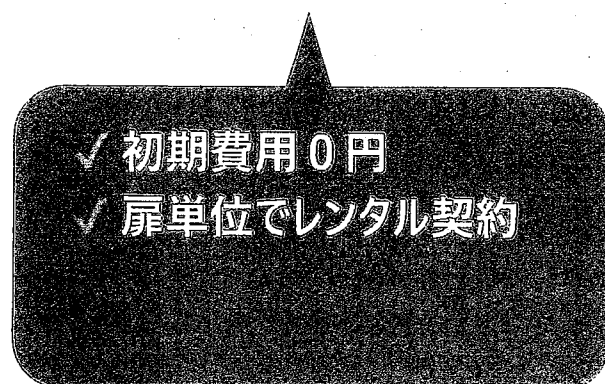
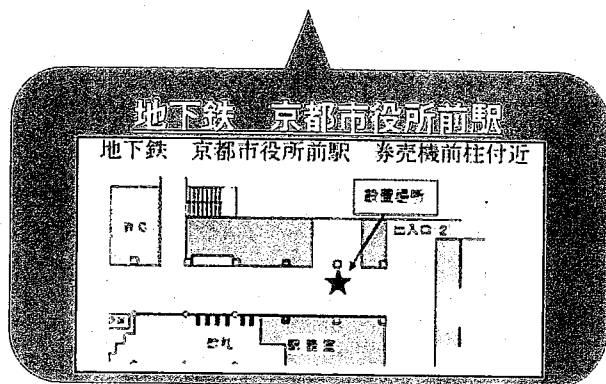
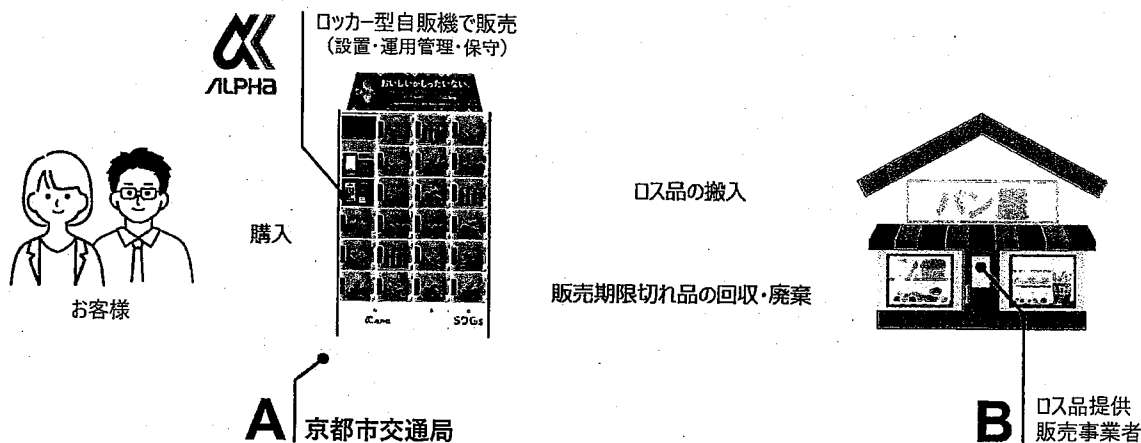


わたしたちの取り組み

社会課題解決に取り組む京都市交通局と、毎日売れ残るパンの破棄に悩むお店と連携し、地元専門店のおいしいパンを生活の動線上に設置したロッカー型自販機を使ってお客様にお届けする取り組みをスタートしました。



ロッカー型自販機を活用したフードロス削減の取り組みスキーム



導入成果 (弊社運用実績)

Before

製品原価
+
廃棄コスト

After

販売収益

■パン屋さんからの声

- ・廃棄費用の削減 + 売上向上になった。
- ・新たに無人店舗をオープンした感じ。
- ・実店舗へのお客様の誘導に繋がった。

■商品事例

ベーグル・ベビーカステラ・フィナンシェ等々



①

②

③

<運用中の場所>

- ① 横浜市営地下鉄関内駅 SDGsステーション横浜関内
- ② 横浜市庁舎
- ③ 地下鉄 京都市役所前駅

この取り組みは京都市交通局のサイトでもご紹介しています

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000337991.html>

お問い合わせ先

株式会社アルファロッカーシステム

三木 080-5941-4145

原田 06-6241-5080 / 080-6516-9295



メールはこちらから

アルファグループについて

アルファは1923年創業のキー&ロックのコア技術で自動車部品事業、住設機器事業、ロッカーシステム事業を展開しています。2023年アルファグループは創業100周年を迎えました。

東証スタンダード市場上場 (証券コード: 3434)

地下鉄京都市役所前駅における 食品ロスの削減に貢献する自動販売機の設置

京都市交通局では、地下鉄事業の増収及びお客様の利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、空きスペースの有効活用による更なる増収はもとより、地下鉄駅構内に新たな魅力を創出するとともに、社会課題解決に貢献するため、食品ロス削減に対応した自動販売機を京都市役所前駅に2台設置します。皆様の御利用をお待ちしております。

1 食品ロス削減ロッカー型自動販売機

(1) サービス概要

ロッカー型自販機を活用し、賞味期限内でありながら廃棄されてしまう専門店のパン等を安価に販売します。

(2) 販売品目

ベーグル等（通常販売価格から約20～30%値引きして販売）

(3) 販売時間

毎日、店舗閉店後の午後6時～午後8時から販売開始

※販売時間は変更となる場合があります。

※店舗の在庫状況により販売がない場合があります。

(4) 決済方法

キャッシュレス決済のみ（交通系IC、QRコード決済、クレジットカード等）

※現金には対応していません。

(5) 設置事業者

株式会社アルファロッカーシステム（所在地：神奈川県横浜市）

(6) 販売事業者

カモガワベーカリー（所在地：京都市上京区）

販売品を提供する京都本店は設置場所に近い河原町丸太町の交差点に位置。

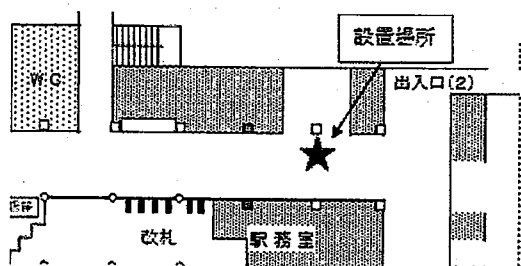
国産小麦100%を使用した種類豊富なベーグルを提供しています。



【販売商品イメージ】

(7) 設置場所

地下鉄 京都市役所前駅 券売機前柱付近

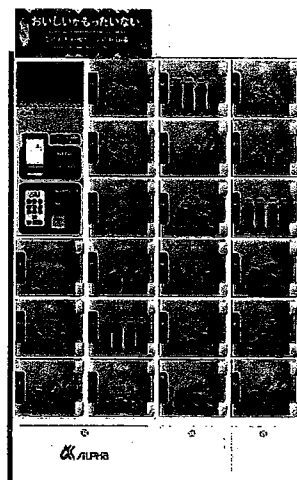


(8) 営業開始日

令和7年3月7日(金) 午後7時

(9) その他

今後、販売品目及び販売事業者等が変更となる可能性があります。



【自動販売機のイメージ】

2 サラダの自動販売機

(1) サービス概要

自動販売機に設置するAIカメラで取得した自動販売機周辺の通行量の情報や、商品の消費期限等の情報から、自動販売機が自動で最適価格を分析し、価格を変動させる機能（ダイナミックプライシング機能）を備えた筐体で商品を販売します。

(2) 販売品目

産地直送の新鮮なサラダ、コールドプレスジュース、焼き芋や野菜グラノーラなど



【販売商品イメージ】



【自動販売機のイメージ】

(3) 販売時間

駅営業時間（始発から終電まで）

(4) 決済方法

キャッシュレス決済のみ（交通系 IC、QR コード決済等）

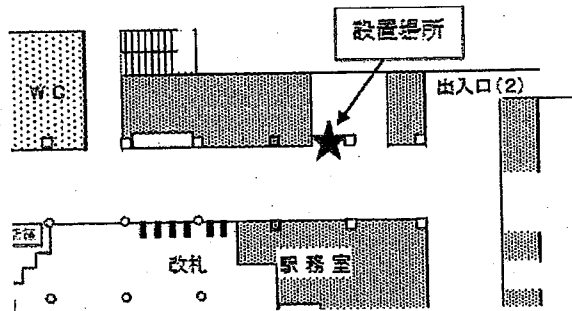
※現金及びクレジットカードには対応していません。

(5) 設置事業者

株式会社KOMPEITO (所在地：東京都品川区)

(6) 設置場所

地下鉄 京都市役所前駅 券売機前柱付近



(7) 営業開始日

令和7年3月3日(月) 午前7時

地下鉄駅構内における自動販売機設置事業者の募集

京都市交通局では、地下鉄事業の増収及びお客様の利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、空きスペースの有効活用による更なる増収はもとより、地下鉄駅構内に新たな魅力を創出するため、自動販売機を設置いただける事業者を募集します。多様なお客様のニーズに応え、地下鉄駅の魅力向上につながる御提案をお待ちしております。

1 応募対象

(1) 販売品目

「食品」

(2) 募集事業者

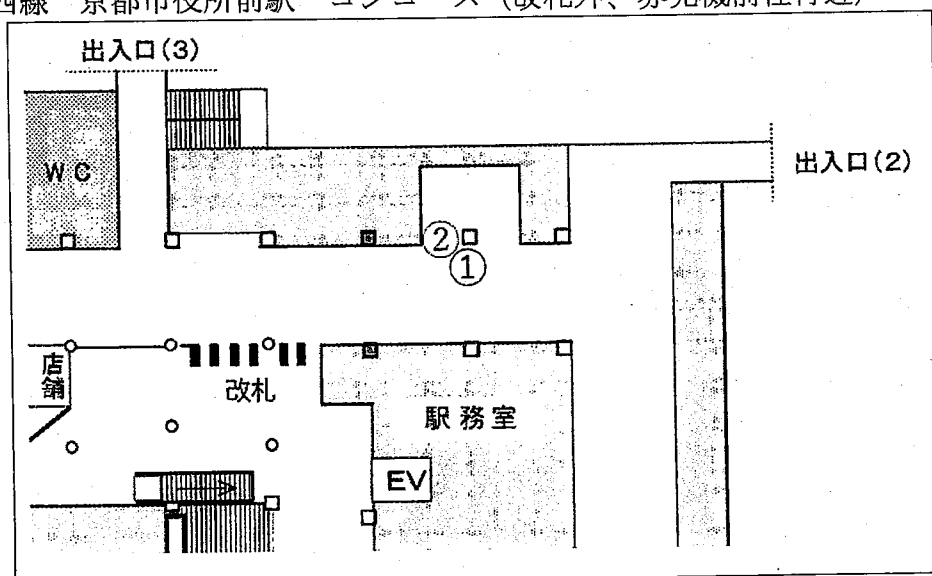
食品自動販売機の設置実績があり、責任をもって設置運営ができる事業者。

※ 販売する商品又は事業スキームが社会課題解決に貢献するものには、選定において高く評価します。

2 設置場所及び設置数

(1) 設置場所

東西線 京都市役所前駅 コンコース（改札外、券売機前柱付近）



(2) 設置数

2台

3 募集要項の配布場所・期間

- (1) 配布場所 京都市交通局企画総務部営業推進課
※ 交通局のホームページからもダウンロードいただけます。
- (2) 配布期間 令和6年11月21日(木)～令和6年12月13日(金)
(平日 午前9時～午後5時)
※ 土日祝は当課での配布は行いません。

4 応募受付

郵送又は持参により受け付けます。

- (1) 受付日 令和6年12月16日(月)～12月20日(金)
※ 郵送による提出は、令和6年12月20日(金) 必着
- (2) 受付場所 〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階
京都市交通局企画総務部営業推進課(担当:長谷川、池澤)
※ 持参の場合は、事前に御連絡いただき、平日午前9時～午後5時の間にお越しください。

京都市営地下鉄駅構内における
自動販売機設置事業者募集要項

目 次

- ・ 募集場所・応募資格等について 2
- ・ 設置条件について 3
- ・ 応募手続きについて 5
- ・ 選定及び設置事業者の決定について 7
- ・ その他 8
- ・ 全体スケジュール 8

令和 6 年 1 1 月

京 都 市 交 通 局

はじめに

当局では、地下鉄事業の増収及びお客様の更なる利便性向上を図るため、「駅ナカビジネス」を積極的に展開しています。

この度、空きスペースの有効活用による更なる増収はもとより、地下鉄駅構内に新たな魅力を創出するため、自動販売機を設置いただける事業者を募集します。多様なお客様のニーズに応え、地下鉄駅の魅力向上につながる御提案をお待ちしております。

募集場所・応募資格等について

1 募集場所及び販売品目

NO.	駅名		場所	販売する品目	令和4年度 1日平均乗降人員
1	東西線	京都市役所前	コンコース (改札外、券売機前柱付近)	食品	24,404人/日
2			コンコース (改札外、券売機前柱付近)	食品	

(1) 販売品目

「食品」

販売する商品又は事業スキームが社会課題解決に貢献するものには、選定において高く評価します。

(2) 応募に関する注意事項

ア 設置場所及び寸法上の制限等は別紙「設置箇所図」のとおりです。

なお、設置場所の詳細、設置時期等は当局と協議により決定することとします。

イ 1箇所又は2箇所の応募が可能です。(2箇所に応募される場合は、箇所ごとに応募書類一式を提出してください。)

ただし、2箇所を統合した応募はできません。

ウ 自動販売機を設置する際は、専用のごみ箱を設置し、商品の補充時等を利用してごみ箱があふれないよう適宜回収をしてください。

エ 原則、応募後の設置事業者の都合による撤退は認められません。

2 応募資格

応募できる事業者は、自動販売機の設置実績を有する事業者かつ、責任をもって自動販売機を設置し、運営することができる事業者とします。ただし、次の各号に該当する場合は応募できません。

(1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に自ら振り出した手形、小切手を不渡りした者

(2) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

- (3) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税が未納となっている者（本市に法人市民税、固定資産税を納付する義務のある者にあつては、これらが未納となっている者）
- (5) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者である者
- (6) 当局が実施した使用許可に係る事業者の公募において、価格提案後又は使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

設置条件について

1 使用形態等

(1) 使用形態

設置事業者は、地方自治法第238条の4第7項に基づき、行政財産の使用許可（通常の賃貸借とは異なります。借地借家法の適用はありません。）を受けて使用していただきます。

(2) 許可期間

許可日から令和10年3月31日までとします。令和10年度以降の更新の取扱いについて、別途協議させていただくことがあります。

※ 許可期間には、工事及び原状回復の期間を含みます。

※ 年間売上見込額を常に下回る等、当局が不適当と判断した場合、更新はありません。

(3) 使用料等

設置後の維持管理等に係る費用及び以下費用は、全て設置事業者の負担となります。

ア 使用料

使用料は、売上額（税抜）に提案歩率を乗じた額に、消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、最低保証使用料及び最低歩率は次のとおりとします。

- ・ 最低保証使用料…月額 5,000 円（税抜）
- ・ 最低歩率

品目	歩率
食品	5%以上

なお、提案使用料の減額の申入れには応じません。

※ 使用料は営業開始日から必要です。ただし、営業開始日が月の途中の場合であっても、その月の最低保証使用料は日割り計算しません。

※ 設置事業者の都合等により、応募申込書に記載の設置可能時期及び営業開始時期よりも営業開始が遅れた場合は、別途最低保証使用料を支払いただく場合があります。

イ 電気使用料及び道路占用料

- ・ 設置事業者の負担とし、当局から相当額を請求します。
- ・ 道路占用料については、本体の表示面積に応じて請求します。
- ・ 道路占用料は地価や経済状況等により変動します。

ウ 設置時期及び営業開始時期

設置及び営業開始は原則として令和6年度中に行ってください。

2 設置工事

(1) 電気工事

必要な場所まで当局の工事で引き込みます。

(2) その他

上記以外の設置に係る工事費（本体設置、床荷重分散、通信回線等）は、全て設置事業者の負担とします。

※ 床荷重は500kg/m²までとすること。

※ 本体の機器の材質等については、不燃性・難燃性のものを使用すること。

3 設置上の制限

設置事業者は、設置上の制限として以下のことを遵守していただきます。

- (1) 使用場所を法令に違反する用に供してはならないこととします。
- (2) 使用場所を許可された目的以外の用に供してはならないこととします。
- (3) 使用場所を第三者に譲渡又は転貸してはならないこととします。
- (4) 社会的な非難を受けるおそれがある行為をしてはならないこととします。
- (5) 商品の補充、機器のメンテナンス等については、原則、駅の営業時間と同様としますが、朝夕のラッシュ時間帯を除くものとし、当局と調整のうえ、指示に従うものとします。なお、駐車スペースはありません。
- (6) 地下鉄事業を優先とし、当局が行う安全輸送の確保、駅施設の維持管理等の点検及び駅改造工事並びにこれに伴う停電等に協力することとします。
- (7) 使用場所以外に物品・看板等を設置してはならないこととします。
- (8) 営業により生じる塵芥等については設置事業者の責において処理することとします。
- (9) 営業において必要な許認可は、事業者の責任において取得してください。また、営業開始までにその写しを当局に提出していただきます。

4 使用許可の取消し又は変更

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を取消し又は変更することがあります。

- (1) 使用場所を公用若しくは公共の用又は地下鉄事業の用に供するため必要となった場合。
- (2) 使用場所が駅改造工事等の範囲に含まれる場合。
- (3) 設置事業者が「3 設置上の制限」及び行政財産の使用許可書に示す条件に違反した場合。
- (4) 応募申込書の記載内容が事実と異なった場合。

- (5) 設置事業者が使用料等の納付を怠った場合。
- (6) 設置事業者が京都市交通局公有財産及び物品管理規程又は法令の規定に違反した場合。
- (7) 設置事業者が不正な手段により使用許可を受けた場合。

5 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、自己の費用において使用場所を原状に回復して返還することとします。

なお、取消しによる返還に際し、設置事業者は一切の補償を請求することができないものとします。

6 損害賠償及び補償

- (1) 設置事業者は、使用に当たり当局又は第三者に損害を与えたとき、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 駅構内で行う維持管理等に関する工事、停電作業及び駅改造工事により設置事業者
に損害が生じた場合、当局は一切の補償をしないものとします（工事及び作業内容によ
っては、自動販売機の営業を一時休業していただく場合もありますが、この場合に
おいても当局は一切の補償をしないものとします。）。
- (3) 駅構内において設備停止を伴うような事故が発生する等により、営業を一時停止し
なければならなくなった場合、当局は一切の補償をしないものとします。
- (4) 道路管理者や防火対策上の観点等から許可が得られない場合や当局の事情等によ
り、自動販売機の設置又は営業が不可能となった場合であっても、当局は一切の補償
をしないものとします。

応募手続きについて

1 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問

- ア 受付期間 令和6年11月21日（木）～12月2日（月）午後5時まで
- イ 質問方法 質問票（別添様式3）に記載のうえ、電子メールで送付してくだ
さい。（送付後、担当者にその旨を電話で連絡してください。）対面
又は電話での質問は受け付けません。
※ 件名は「自動販売機設置事業者募集」としてください。
※ メールアドレス：ekinaka@city.kyoto.lg.jp

(2) 回答

質問の回答は、令和6年12月9日（月）までに、質問票を提出いただいた全ての
事業者に対し全ての質問をメールで回答します。

- ※ 質問に対する回答は、パスワード付きzipファイルを添付のうえお送りします。
設定上、zipファイルの受信等が困難な場合は、質問票を送付の際、あらかじめ
その旨と受信できる方法をメール本文に記載してください。

2 応募書類

応募書類一覧表（別添）を御参照ください。

3 応募書類の受付

郵送又は持参にて受付します。

- (1) 受付日 令和6年12月16日（月）～12月20日（金）

午前9時～午後5時

※ 郵送による提出は、令和6年12月20日（金）必着

ただし、書留、レターパック等の追跡可能な記録が残る方法に限ります。

- (2) 受付場所 京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部営業推進課

電話：075-863-5068（担当：長谷川、池澤）

※ 郵送の場合は、提出書類の内容確認のため、御担当者様へ連絡させていただきます。

※ 持参の場合は、事前に御連絡のうえお越しく下さい。

4 注意事項

- (1) 応募書類は、返却しません。

- (2) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

- (3) 応募書類について、追加資料の提出又は説明を求める場合があります。

選定及び設置事業者の決定について

1 選定方法

- (1) 応募者からの提案について、次の評価基準に基づき、当局にて審議のうえ決定します。

(評価基準)

区分	配点	評価項目	評価の視点
収益性	20 点	提案歩率	当局収入額
信頼性	20 点	実績	設置、運営実績等
		維持管理体制	商品補充、メンテナンス体制等
利便性 集客性	35 点	利便性・集客力	話題性が高く、設置する駅を利用されるお客様のニーズに合致した商品構成となっているか等
		周辺調和	・駅や周辺環境の特性を踏まえたサービス ・駅構内の既存店舗等との調和など、駅の魅力向上につながる提案内容か
		その他	交通系 IC 等のキャッシュレス決済への対応
社会課題 解決への 貢献	15 点	社会課題への貢献	販売する商品又は事業スキームが社会課題解決に貢献するものであるか
その他	10 点	市内事業者	京都市内における本社の有無
		その他特筆すべき事項	本市への貢献等、特筆すべき事項に対する評価
合計	100 点		

※ 「収益性」、「信頼性」、「利便性集客性」及び「社会課題解決への貢献」の合計点が6割未満の場合、又は提出した書類に虚偽の内容を記載した場合や評価の公平性に影響を与える行為を行った場合、選定候補の対象外とします。

- (2) 審議の結果、最も高い評価を得た事業者を設置事業者として選定します。

なお、選ばれた設置事業者が応募資格を満たしていないことが判明した場合等は、次点者を設置事業者とします。

2 結果の通知

選定結果については、令和7年1月中旬に全ての応募者へ郵送により通知する予定です。なお、審議の結果、ふさわしい提案がなかった場合は、選定がないことがあります。

3 決定の取消

次の場合には、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可手続きに応じなかったとき
- (2) 自動販売機の設置に当たり、関係機関の承諾を得ることができなかったとき
- (3) 設置事業者が資金事情の変化等により自動販売機の設置又は運営ができないとき
- (4) 設置事業者が著しく社会的信用を損なう行為などを行ったとき

その他

- (1) この要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、京都市交通局公有財産及び物品管理規程、その他関係法令等の定めるところによります。この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈によります。
- (2) 当局は、公平で厳正な審査を確保するため、審査等に関する問い合わせについては、一切応じませんので御了承願います。
- (3) 京都市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- (4) 設置後においても、自動販売機の利用状況など当局から資料を要求したとき、設置事業者はこれに協力することとします。

全体スケジュール

内 容	日 程
募集要項の配布日	令和6年11月21日（木）～12月13日（金）
質問の受付	令和6年11月21日（木）～12月2日（月）
質問の回答	令和6年12月9日（月）まで
応募書類の受付	令和6年12月16日（月）～20日（金）
設置事業者の決定	令和7年1月中旬
設置	令和7年1月下旬以降（順次）

※ 当局での募集要項配布は平日午前9時～午後5時（土日祝を除く）

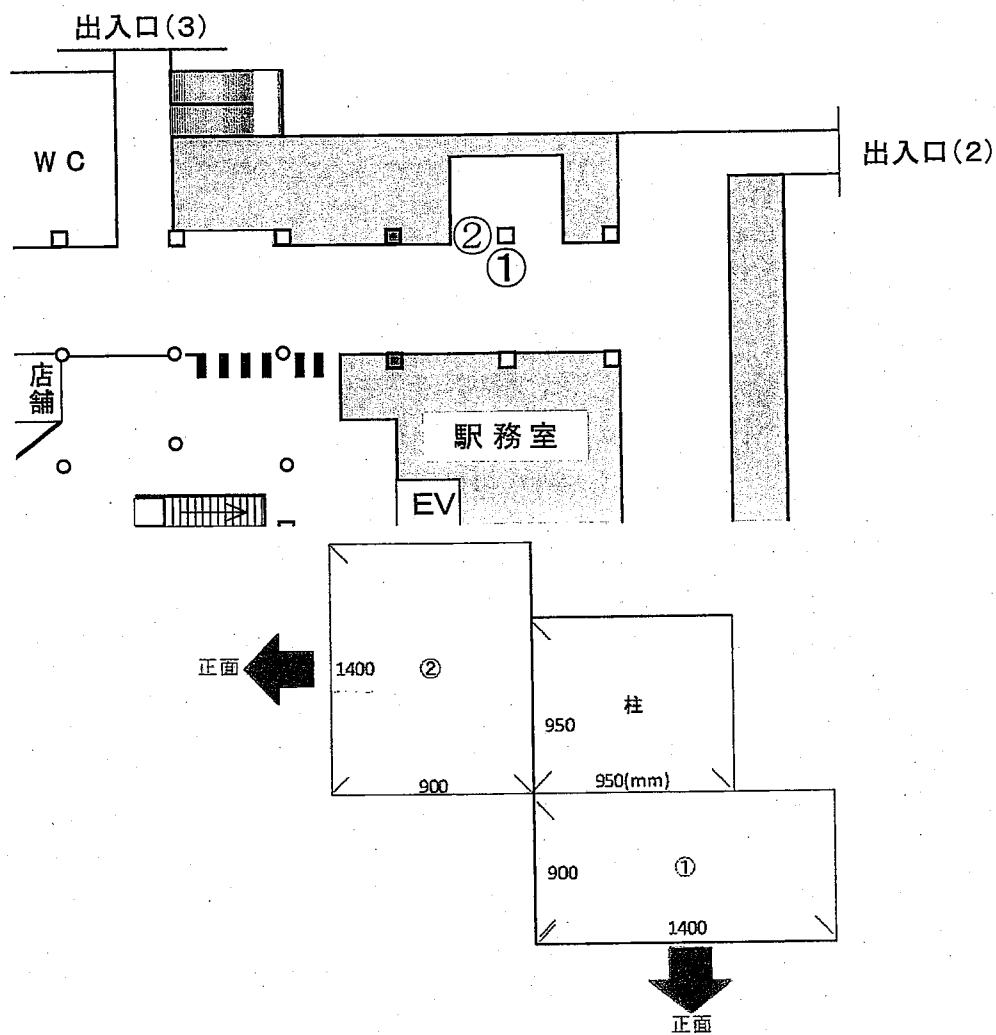
お問合せ先

京都市交通局 企画総務部 営業推進課（事業管理担当）
TEL 075-863-5068 FAX 075-863-5099
メールアドレス ekinaka@city.kyoto.lg.jp
（担当：長谷川、池澤）

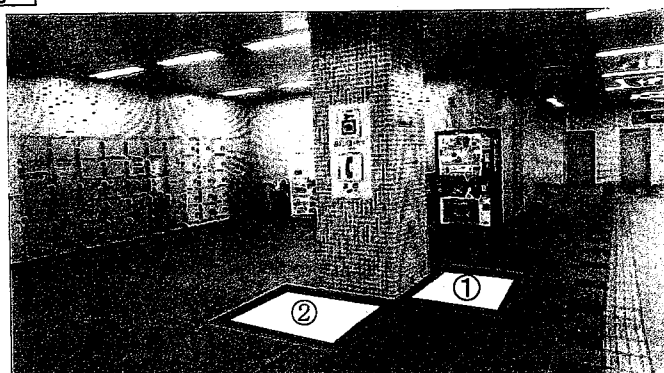
設置箇所図

京都市役所前コンコース（改札外、券売機前柱付近）

設置場所及び販売品目 ①：食品 ②：食品



改札



※柱の幅は 950mm

※柱のステッカーは別の場所に移動

※原則として記載の寸法を超過しないこと。

応募書類一覧表（自動販売機）

応募書類	備 考
応募申込書	様式 1
京都市暴力団排除条例に係る誓約書	様式 2
会社概要	①設立日、②資本金、③事業内容、④従業員数、⑤自動販売機の維持管理体制（機械トラブル時の連絡先、問合せ受付時間、休日の有無等）、⑥（食品自動販売機設置実績がある場合）自動販売機設置実績、⑦（食品自動販売機設置実績がない場合）販売する商品の取扱実績及び自動販売機の調達先 (A 4 で体裁は自由)
決算書	直近 3 年分
履歴事項全部証明書	申込日の前 3 か月以内に発行されたもの
納税証明書	【国税等（法人税と消費税）】 ※納税証明書（「その 3 の 3」又は「その 3」） 【京都市税（法人市民税と固定資産税）（直近 2 年分）】 ※法人市民税：京都市内に事業所等が所在する場合 ※固定資産税：京都市内に固定資産（土地・家屋に限る）を所有する場合
設置する自動販売機の仕様及び商品・サービス内容が分かる資料	カタログ等

※各書類を 1 部提出してください。

※ 2 か所に応募する場合は、箇所ごとに各書類を 1 部ずつ提出してください。

※質問票（様式 3）は最終ページに添付しています。

令和 年 月 日

京都市公営企業管理者交通局長 宛

住所又は所在地：

法人名称：

代表者名：

応 募 申 込 書

「京都市営地下鉄駅構内における自動販売機設置事業者募集要項」について趣旨及び内容を十分理解したうえで、下記のとおり申し込みます。

記

駅名・場所及び 販売する品目	京都市役所前 駅 場所： ☐ 食品 ※ 場所欄に番号を必ず記入してください。
年間売上見込	円（税抜） ※ 設置する自動販売機の年間売上見込を記入してください。
提案歩率	売上（税抜）に対する歩率 % ※ 小数第 1 位まで記入
外形寸法（mm）	幅（ ）、奥行き（ ）、高さ（ ） ※ 自動販売機の外形寸法を記入してください。
電気仕様・ 消費電力量	電気仕様：（ ）消費電力量：（ ）kWh ※ 自動販売機 1 台当たりの年間の消費電力量（概算）を記入してください。
設置可能時期及び 営業開始時期	設置可能時期：令和 年 月 日頃 ※ それぞれの具体的な時期を 営業開始時期：令和 年 月 日頃 記入してください。
現金の利用可否・ キャッシュレス決済・ 電子マネーへの対応	現金への対応（硬貨・紙幣）、対応しているキャッシュレス決済・電子マネーの名称を記入してください。
社会課題解決に 貢献する取組	
その他提案など 特筆すべき事項 （付加価値サービス等）	※ 必要に応じて資料・カタログ等を添付してください。
御担当者 連絡先	部署・役職： 氏 名： 住 所： 電 話 番 号： メールアドレス：

第 1 号様式（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話（ ） —		
京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

第 1 号様式（第 3 条、第 4 条及び第 6 条関係）

誓 約 書

(あて先) 京都市公営企業管理者 交通局長 様		年 月 日		
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市〇〇区〇〇〇通〇〇〇東入 〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇〇ビル〇階		誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役社長 京都 一郎 電話（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇		
京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。 誓約者並びに京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別
代表取締役社長	京都 一郎	キョウト イチロウ	昭和〇年〇月〇日	男
取締役	古都 千香	コト チカ	昭和〇年〇月〇日	女
開発部長	交通 正夫	コウツウ マサオ	昭和〇年〇月〇日	男
営業部長	交通 正子	コウツウ マサコ	昭和〇年〇月〇日	女
開発課長	京都 良夫	キョウト リョウヂ	昭和〇年〇月〇日	男
営業課長	京都 良子	キョウト リョウコ	昭和〇年〇月〇日	女

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号ウに規定する使用人

京都市営地下鉄駅構内における 自動販売機設置事業者募集に関する質問票

宛先：京都市交通局企画総務部営業推進課（事業管理担当）

送信者：法人名（
担当部署名（
担当者名（
電話番号（
メールアドレス（

質問内容